奈良県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　主要地方道

二　路線名　奈良生駒線

三　道路の区域

路線番号	区間	備考
1	奈良市三条大宮町二一二番二先から 奈良市四条大路一丁目八一四番三先まで	

四　供用開始年月日　平成二十二年三月三十日